豊中市ペットのセカンドオーナーマッチングシステム構築業務
公募型プロポーザル実施要領

豊中市ペットのセカンドオーナーマッチング事業を効果的・効率的に実施するため、当該事業の実施に必要なシステムの構築を事業者に委託する。

委託事業者の選定において、本事業の実施を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式に沿った企画提案審査を実施する。

1 事業の目的

ペットの飼い主と次の飼い主になれる人（セカンドオーナー）をつなぐ仕組みを構築することで、飼い主が飼育継続困難となった場合にも速やかに次の飼い主へペットが引き渡されるような環境を整備する。動物の不適正飼養を防止するとともに、最期まで動物の命に責任が持てるよう飼い主を支援し、人の福祉と動物愛護の両面から地域社会を支えることを目的として、本事業を実施する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

豊中市ペットのセカンドオーナーマッチングシステム構築業務

(2) 業務内容

「豊中市ペットのセカンドオーナーマッチングシステム構築業務仕様書」参照

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

3,100,000 円（消費税及び地方消費税を除く。上記契約期間内の構築にかかる費用の合計）

3 参加する者に必要な資格

本案件に参加を希望する場合は、応募書類の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとする。なお、応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 本市又は他自治体における類似する業務の実績を有すること。

(5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

(7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申し立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によるなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 提案を行う事業者については、近畿圏内に事業所又は営業所があり、構築期間中及び運用期間中の開発・保守・問合せ等に迅速な対応が可能である体制をもつ事業者であること。

(10) 公租公課の滞納がないこと。

4 日程

【いずれも令和８年(2026 年)】

項目	日程・期限
募集要領の公表及び募集開始	8 月 13 日（木）　市ホームページに掲載
質問の受付 （電子メールのみ）※1	8 月 24 日（月）　午後 5 時 15 分まで（必着）
質問の回答	8 月 27 日（木）　市ホームページに掲載
公募参加意向表明書及び	9 月 7 日（月）　午後 5 時 15 分まで（必着）

企画提案書提出 （持参又は郵送）	
第１次審査（書類審査）	９月 11 日（金） ※応募事業者が６者以上あった場合のみ実施する。
第２次審査 （プレゼンテーション）	９月 14 日（月） （場所等は企画提案書類受付確認後に事業者宛て通知）
審査結果の通知	９月中旬予定
委託契約の締結予定日	９月下旬予定

※1　事業者名、担当者名を明記の上、様式自由
質問は電子メールで受け付け、質問への回答は個別に行わない。電子メールの件名は必ず『豊中市ペットのセカンドオーナーマッチングシステム構築業務委託プロポ質問』とすること。

５ 応募書類の提出

本案件の提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次に記載する方法により本案件に関する提出書類を提出すること。

(1) 受付締め切り：令和８年（2026 年）９月７日（月）午後５時 15 分まで
（送付の場合は必着）

(2) 提出方法

①事務局あてに持参（土日祝及び開庁時間外を除く）又は送付（郵送）による。送付の場合にあっては、事務局に対し、提出書類の到達について電話等で確認すること。

②(3) 提出書類および(4) 提出様式に従い、必要部数を作成し、提出すること。

③応募書類の分割提出は認めない。又、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

④応募書類はいかなる場合でも返却しない。

⑤応募書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。

⑥提出期限後の差し替えは認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。

⑦応募書類の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出書類

項目	部数	内容
① 公募参加意向表明書（様式 1）	１部	
② 誓約書（様式 2）	１部	
③ 会社概要（様式任意）	１部	・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）は必ず記載すること。
④ 業務実績書	１部	・類似する業務実績を中心に記載すること。

（様式 3）		・これらの実施実績が確認できる報告書等を添付すること（複数ある場合は代表的なもの 1 部）
⑤ 業務実施体制調書（様式 4）	1 部	
⑥ 統括責任者及び担当者の業務実績調書（様式 5）	1 部	
⑦ 企画提案書（様式任意）	1 部	・企画提案書の用紙サイズは A4 判とし、以下の①～③の内容を必ず記載すること。 ・企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。 ① 事業概要 ・本事業実施にあたっての基本的な考え方、目的、効果 ・本事業実施にあたっての強み ②仕様書に基づく提案 ・仕様書で提案を求めている事項について提案すること。 ③ スケジュール ・「仕様書 3.6 想定スケジュール」の内容を考慮し、大きく外れることなく提案すること。
⑧ 見積書及び内訳明細書（様式任意）	1 部	・見積金額は税抜で表記し、税別である旨を必ず明記すること。 ・提出する見積書は、以下の 3 種類を提出すること。 ①システム構築・導入に係る見積書 ②システム保守業務見積書（令和 8 年度分の保守費・利用料等） ③システム保守業務見積書（令和 9 年度以降分の年間保守費・利用料等） ・見積金額の内訳については、各費用がわかるようにした上、見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。 ・②および③のシステム保守業務は、本委託業務には含まないが参考として提出すること。

		・②および③の見積書には、運用期間中に要する費用、５年間のサービス利用を行った場合のランニングコストを記載すること。 ・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「豊中市ペットのセカンドオーナーマッチングシステム構築業務」と明記すること。
⑨ 入札参加停止措置等状況調書(様式6)	1部	・公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。

(4) 提出形式

・提出する書類の規格は A4 判・長辺綴・横書き・片面とする。

・文字は 11 ポイント以上とし、フォントは任意とする。

・提出書類①～⑨のデータを CD-R に保存し 1 部提出すること。

6 審査方法

・事業者選定の審査は、本市職員で構成する「豊中市ペットのセカンドオーナーマッチングシステム構築業務受託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

・応募事業者が 6 者以上あった場合のみ、事前に第 1 次審査（書類審査）を行い、第 2 次審査の対象提案者を 5 者に絞る。

・提案書及び提案書に基づく審査は、以下「(2)審査項目及び配点」に基づき、評価点数の合計による総合評価で優先契約候補事業者を決定する。ただし、得点が全体配点の 50%未満の場合は、優先契約候補事業者としない。

・審査結果は、選定委員会として最終合議のうえ一本化して確定する。また、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

・優先契約候補事業者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を優先契約候補事業者とすることがある。

(1) 第 2 次審査（プレゼンテーション）

①日時：令和 8 年（2026 年） 9 月 14 日（月）を予定

※ 日時、場所等の詳細は、審査対象の提案者に電話、メール又は郵送により連絡する。

②発表時間等：40 分程度（1 提案者につき 20 分以内の発表後、質疑・応答することとする。）

③資料：応募資料を基本とし、デモ画面など実際の運用や利用のイメージを示すために必要な内容は可とする。

④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる統括責任者又は担当者とする。

⑤その他：当日の出席者は 1 提案者あたり 3 名以内とし、全てこの事業に携わる者とする。

(2) 審査項目及び配点

項目	評価のポイント	配点
事業目的・業務実施体制	1)委託業務の趣旨目的の理解	15
	2)業務実施体制	
	3) 業務スケジュールの妥当性	
業務実績等	1) 業務実績	10
	2) 統括責任者及び担当者の業務実績	
構築・運用内容	1) 機能要件及びシステムの操作性	55
	2) システムのセキュリティ	
	3) 運用のしやすさ及び拡張性	
	4) 独自の提案	
価格	見積価格の額及び妥当性	20
合計		100

（3）審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和 8 年（2026 年）9 月中旬にメールにて通知する。なお、優先契約候補事業者に選定された場合でも、本市と仕様並びに価格等について協議の上、受託者として決定するため、優先契約候補事業者の通知をもって本業務の受託を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、「(3)審査結果の通知」後、市のホームページ等において公表する。

【公表する内容】

①件名

②履行期間

③受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）

④公募及び審査経過（公募経過・応募企業・審査経過・選定委員会の構成）

⑤選定理由

⑥採点結果

⑦担当課

⑧その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

7 提案者失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

・企画提案書を提出後に「3　参加する者に必要な資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
・提案上限額を超える提案を行ったとき
・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
・第二次審査に欠席したとき
・提案に関して談合等の不正行為があったとき
・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
・審査の公平性を害する行為があったとき
・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき
・一括再委託等の禁止事項に抵触するに至ったとき

8 契約

(1) 優先契約候補事業者となった者には、令和8年（2026年）9月下旬の契約締結を目途に契約手続きを行う。その際、豊中市に事業者登録のない場合は、契約締結までに下記書類をフラットファイルに綴り、一部提出すること。

（業者登録カード、債権者登録申込書、郵送書類チェックリスト、入札参加資格審査申込書、印鑑証明書、委任状、商業登記謄本（登記事項証明書）、法人税・所得税の納税証明書、豊中市が発行する未納の納税がない証明書もしくは市区町村税に未納の税額がない旨の誓約書兼承諾書、財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）、取引実績書、有資格者数一覧表、営業許可証の写し等、社会保険・労働保険加入状況一覧表、社会保険・労働保険加入状況確認書類）

(2) 契約内容および仕様については、採択された提案をもとに詳細を協議する。この際、改めて提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

(3) 審査の結果、選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合、優先順位が次順位の事業者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行う。

(4) 契約保証金については、地方自治法施行令および豊中市財務規則によるものとする。

9 再委託契約について

事業者は、業務の全部、若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 留意事項

(1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案事業者の負担とする。

(2) 選定委員会の構成員、提案事業者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
(3) 提出された書類は返却しない。
(4) 公募参加意向表明書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに「12. 問合せ先（事務局)」まで連絡をするとともに、参加辞退届（様式 7）を提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

11 その他

本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、別途協議を行う。

12 応募先・質問先・問合せ先（事務局）

〒561－0881　豊中市中桜塚 4－11－1（豊中市保健所）
豊中市健康医療部保健安全課生活衛生係　担当: 山城・吉原
TEL：06－6152－7321
FAX：06－6152－7328
E-mail：eisei-kankyo@city.toyonaka.osaka.jp